

立川市新清掃工場整備基本計画(素案)についての市民意見公募の実施状況と 市民意見に対する市の考え方について

1 意見募集の結果

4 名	17 件
-----	------

【提出別】

区 分	種 別					合 計
	郵便	ファクス	Eメール	HPフォーム	来所	
提出者数	1	0	0	3	0	4

2 市民から寄せられた意見数【項目別】

分 野 等	件 数	分 野 等	件 数	分 野 等	件 数
立川市新清掃工場整備基本計画 全体に関する事	3	第6章 ごみ処理方式	1		
分 野 等	件 数	第7章 プラント設備計画	0		
立川市新清掃工場整備基本計画合計	14	第8章 余熱利用計画	0		
第1章 新清掃工場の基本的な考え	1	第9章 環境学習機能	0		
第2章 設置予定地に係る基本条件	1	第10章 防災機能	1		
第3章 施設規模の設定	3	第11章 建築計画	0		
第4章 計画ごみ質の設定	0	第12章 事業方式及び財政計画	1		
第5章 環境保全対策	6	第13章 事業スケジュール	0		

3 内訳

分 類	整理番号	件数
① 「市の考え方」を作成したもの	1～14	14
② ご提案いただいた意見・要望について関係部門と課題を共有し、今後の政策を検討する参考とさせていただくもの	15～17	3
③ 本パブリックコメントは、その他計画に対する意見募集であるため、ご提案いただいた意見・要望につきましては関係部門と課題を共有化させていただくもの	-	0
④ 市政に対するご意見としていただいたもの	-	0
⑤ その他	-	0

① 「市の考え方」を作成したもの			
整理番号	該当項目	意見内容（要旨）	市の考え方
1	全体	煙突高さをもっと低くする等、新清掃工場に対する提案を面談形式でお伝えすることは可能でしょうか。また、担当部署はどこになりますでしょうか。	煙突の高さについては、周辺環境への影響、景観や他事例の煙突高さ等を考慮して基本計画の中で設定しております。新清掃工場についてのご意見等につきましては、事業を所管している環境下水道部新清掃工場準備室へいただくこととなります。
2	第1章 新清掃工場の基本的な考え p2 3.	新清掃工場が目指す施設として、「市民から親しまれる施設」とありますが、立川市と昭島市の市境に清掃工場を整備することを考慮すると、立川市民にだけ目を向けるのではなく、昭島市民を含めた近隣住民に受け入れられる施設であるべきだと思います。	本計画を踏まえ、環境学習が行える機能等を備えることや、地域への調和と景観に配慮することなど、地域の方々から親しまれる施設を目指しております。
3	第2章 設置予定地に係る基本条件 p4 3. (2) ⑤	残堀川への雨水の流出を抑制することを目的に600m ³ /haの治水施設を整備することとなっていますが、600m ³ /haは、東京都が残堀川流域で指導する雨水流出抑制施設の規模そのものです。同ページの(3)②には「適切な浸水対策を講じる必要がある」と記載がありますが、浸水防止対策として治水施設の処理容量をもっと大きくすべきではないでしょうか。	残堀川の整備計画に基づき600m ³ /ha以上の治水対策の検討を設計段階で行っていきます。
4	第3章 施設規模の設定 p6 3. (2)	新清掃工場の稼働開始を平成34年度末に予定しているのであれば、計画年間処理量は、ごみ処理基本計画で掲げる平成35年度の数値にすべきではないでしょうか。	新清掃工場は平成34年度中の稼働を目指しています。また、本計画はごみ処理施設整備の基本計画であり、ごみの安定処理を重視するために、ごみ量の多い平成34年度の値を採用しています。ただし、今後ごみ量の実績の把握や災害廃棄物及び広域支援の受入れ分の推計値の妥当性を検証することで、必要に応じて見直しを行います。
5	第3章 施設規模の設定 p6 3. (3)	稼働休止日数に整備補修期間を30日見込んでいますが、それとは別に約15日間の能力低下を考慮する必要があるのでしょうか。また、記載の算定式では、調整稼働率は実稼働率をも割り戻すことになっていますが、もし15日間の調整日数を必要とするのであれば、稼働休止日数に足し込んだうえで、実稼働率を出すべきではないのでしょうか。	調整稼働率は、「ごみ処理施設が、正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が停止することを考慮した係数」という値であり、整備補修期間とは異なります。また、本計画においては、ごみ処理施設整備の計画・設計要領に基づいて調整稼働率を96%と設定しています。ご指摘の調整稼働率の表現につきましては、「約15日間」の想定は削除して上記説明文を記載します。
6	第5章 環境保全対策 p11 1. (1)	排ガスについては、連続モニタリングを行い、異常値が検出された場合は直ちに周辺住民に知らせることとすべきだと思います。	現在稼働している現清掃工場におきましても、排ガスの連続測定を実施し、測定結果について公害監視盤での公表を行っております。新清掃工場におきましても同様な形で進めていきます。
7	第5章 環境保全対策 p11-12 1. (2)	騒音・振動・悪臭対策について、「下記のような対策を検討していく～」とありますが、「ような」は余分ではないでしょうか。また、騒音対策について「～機器配置の検討」とありますが、1行目とあわせて読むと、「～機器配置の検討を検討していく」となるため、「の検討」は削除した方がよろしいのではないのでしょうか。	現在の対策に加え、最新の対策などを意識した表現としたため「ような」という表現としましたが、ご指摘のように捉えられてしまうため、「ような」及び「の検討」につきましては本文から削除します。
8	第5章 環境保全対策 p11-12 1. (2)	騒音・振動・悪臭対策について、検討ではなく、導入していくとは言いきれないのでしょうか。	記載の対策はあくまでも事例であり、詳細については、今後検討していく予定ですので、本計画では『検討していく』とします。

① 「市の考え方」を作成したもの			
整理番号	該当項目	意見内容（要旨）	市の考え方
9	第5章 環境保全対策 p11-12 1. (2)	騒音、振動、悪臭の他に低周波音についても考慮すべきだと思います。	現在実施している新清掃工場に係る生活環境影響調査において低周波についての調査・予測を行います。
10	第5章 環境保全対策 p12-13 2. (1) ①～③	煙突高さの設定の考え方について、航空障害灯は、高い位置の灯りであり、夜間の周辺住民への影響はないと考えます。一番に配慮すべきは、生活環境への影響であり、コストは論外です。	煙突の高さについては、周辺環境への影響、景観や他事例の煙突高さ、コスト、本計画で設定した設計基準など多くの項目を考慮して設定しています。
11	第5章 環境保全対策 p14 2. (3)	煙突高さについて、「生活環境影響調査における調査・予測結果を基に必要なに応じて、見直しを行う」とありますが、稼働後には、周辺地域で環境測定を継続的に行うべきだと思います。また、稼働前の調査との比較を行い、その結果を公表し、必要に応じて対策を取るべきだと思います。	現在稼働している現清掃工場におきましても、定期的に排ガス等の調査を実施し、測定結果等について公表を行っております。新清掃工場におきましても同様な形で進めていきます。
12	第6章 ごみ処理方式 p16 3. (3)	今回の技術提案依頼で、民間事業者からの回答がストーカ式のみだったという要因は何だと考えますか。	多摩地区(25市1町)においては、処理に伴い発生する焼却灰は、エコセメント化による資源化を行っていることや、設置予定地の敷地が狭く、処理方式によっては、処理設備の設置が困難であることなどが要因として考えられます。
13	第10章 防災機能 p36-37 3.	地域の「防災拠点」としてエネルギー供給等が行える施設とするとありますが、昭島市民に対しても立川市民と同等の対応を行うという理解でよろしいでしょうか。	本市の地域防災計画や近隣市と締結している防災協定などを踏まえ、対応していくこととなります。
14	第12章 事業方式及び財政計画 p44 4.	新清掃工場の事業方式は公設民営方式(DBO方式)を採用することとしていますが、民間事業者は経済性を重視することが考えられるため、公設民営方式(DBO方式)においても、行政の責任として、周辺環境への影響については注視し、適切な指導を常に心がけて下さい。	採用を想定している公設民営方式(DBO方式)では、その運営に公共(行政)が関わるのが基本であり、運営業務のモニタリングや周辺環境への対策などについて責任をもって進めていきます。

② ご提案いただいた意見・要望について関係部門と課題を共有し、今後の政策を検討する参考とさせていただくもの

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）
15	全体	新清掃工場の整備・運営に係る事業者選定時の応募条件について、近年では、応募代表者はプラント建設企業に限るといった要件が主流となっていますが、運営や品質確保のための必要な要件を設けつつも、応募代表者について業種指定制限を設けることをせず、多くの企業が参加できる応募要件とすることを提案します。
16	全体	将来、新清掃工場が老朽化し、建替えが必要となった際には、現清掃工場のある若葉町のように、設置場所を移転することを約束していただきたいです。また、新たな設置場所の用地として、下水処理場の跡地を確保することを提案します。
17	第3章 施設規模の設定 p5 2.	平成25年2月の説明会では、清掃車両は整備予定の都市計画道路を走行するとの説明がありました。新清掃工場の処理対象物の中には立川市総合リサイクルセンターからの処理残さが含まれていますが、立川市総合リサイクルセンターから清掃工場への搬入の際は、昭島市内の道路は通行せず、五日市街道から立川市内に入り、新清掃工場にアクセスするようにしていただきたい。

③ 本パブリックコメントは、その他計画に対する意見募集であるため、ご提案いただいた意見・要望につきましては関係部門と課題を共有化させていただくもの

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）

④ 市政に対するご意見としていただいたもの

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）

⑤ その他

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）